

歯科情報の利活用推進事業（歯科診療情報による  
身元確認のためのデータベースに関する検証等）に  
係る調査・検証事業等一式

報告書

令和7年3月

**NTT DATA**

株式会社NTTデータ 経営研究所

## 目次

1. 本事業の概要.....	1
1.1. 事業の背景と目的.....	1
1.2. 実施内容.....	2
1.3. 実施体制と実施スケジュール.....	3
2. 昨今の医療DXの取組状況を踏まえたレセコン出力モデルとレセプト変換モデル の実現可能性にかかる検討及び個人情報の取扱、データベースの運用のあり方等 に関する調査・検討.....	6
2.1. 実施概要.....	6
2.2. 調査・検討結果.....	6
3. 歯科診療情報以外のデータ（レントゲン画像等）の活用に向けた実態調査.....	19
3.1. 実施概要.....	19
3.2. 調査結果.....	19
4. 歯科情報の標準化に関する普及啓発活動.....	24
4.1. 実施概要.....	24
4.2. 実施結果.....	29
5. 総括.....	35
5.1. 本事業の成果等のまとめ及び今後の検討事項.....	35

## 1.本事業の概要

### 1.1.事業の背景と目的

#### 1.1.1.背景

東日本大震災において、身元不明遺体の歯科所見と歯科医療機関(病院、歯科診療所)が所有する生前の歯科診療情報を照合・鑑定することによる身元確認の有効性が改めて示された。一方で、身元確認を行うための歯科診療情報の標準化が図られておらず、身元確認作業に困難をきたした事例が見受けられた。

これらの経緯から、災害時等の歯科所見を用いた身元確認を効率的かつ効果的に実施できるよう、歯科診療情報の標準化に関する実証事業(平成25～28年度)、歯科情報の利活用及び標準化普及実証事業(29年度～)を実施し、「口腔診査情報標準コード仕様」(歯科情報の保存形式を統一化しレセプトコンピュータ(以下、レセコンという。)から出力するための標準規約、以下「標準コード仕様」とする。)を作成し、本仕様を歯科情報による個人識別に用いることが可能であることが示された。また、標準コード仕様は、令和3年3月26日に厚生労働省における保健医療情報分野の標準規格として認められたところである。

歯科情報による身元確認を推進するため、令和2年4月から施行されている死因究明等推進基本法においては、身元確認に係る歯科情報のデータベースの整備が求められている。

そのため、令和2年度「歯科情報の利活用推進事業(歯科診療情報による身元確認のためのデータベースに関する検証等)に係る検証事業等一式」においては、データベースの構築に向け、データ収集方法や個人情報の取扱等に関する課題の収集・分析等を行い、令和3年度においては、令和2年度で明らかとなったデータ収集等に関する課題について、さらに検討を進め、データベースの構築に向けた具体的な検討を行った。令和4年度においては、歯科情報のデータベース化を推進するため、歯科診療情報の標準化について理解を深めるための研修会を開催し、歯科医療関係者に対して電子カルテ又はレセコンに「口腔診査情報標準コード仕様」を実装することの必要性を周知した。令和5年度では、引き続き研修会を開催し、歯科診療情報の標準化について理解を深め、口腔診査情報標準コード仕様を実装することの必要性を周知した。さらに、社会実装に向けた課題について有識者へのヒアリングを行い、その課題を整理した。

### 1.1.2.目的

本事業は、前年度までの検討を踏まえつつ、昨今の医療 DX の取組状況を鑑みた検討及び効率的・効果的な活用、データベース構築等への課題の整理及び解決策の検討を引き続き行うとともに、歯科診療情報の標準化の意義や必要性等の普及・啓発を進めるため歯科医療関係者に対する研修を実施し、歯科情報のデータベース化の推進を図ることを目的とする。

## 1.2.実施内容

### 1.2.1.歯科情報のデータベース構築に向けたデータ収集における課題の検証

#### 1.2.1.1.昨今の医療DXの取組状況を踏まえたレセコン出力モデルとレセプト変換モデルの実現可能性にかかる検討

令和5年6月16日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023 について」における、「『社会保障分野における経済・財政一体改革の強化・推進（全国医療情報プラットフォームの創設）、『電子カルテ情報の標準化等』を進めるとともに、PHRとして本人が検査結果等を確認し、自らの健康づくりに活用できる仕組みを整備する。」について、電子カルテ情報の標準化やHL7 FHIR (Fast Healthcare Interoperability Resource) 対応への取組状況等も踏まえた実現の方策について検討する。また、データ収集・保存等も含めたデータベース構築等への課題の整理及び解決策について検討する。

#### 1.2.1.2.個人情報の取扱、データベースの運用のあり方等に関する調査・検討

歯科診療情報等を用いた身元確認に資するデータベースの構築にあたって、患者からデータを取得する際や身元確認のためにデータベースにアクセスする際に考えられる個人情報の取扱に関する制度的・法的な課題やデータベースの運用のあり方等について、前年度までに実施してきた事業の結果も踏まえ、より多くの歯科情報を収集する際の解決策の検討を行う。

#### 1.2.1.3.歯科診療情報以外のデータ（レントゲン画像等）の活用に向けた実態調査

歯科診療情報に加えてレントゲン画像等を利用することにより、より効率的・効果的に身元確認を行うことができるかの検討を行うとともに、身元確認に有効活用するための方策や、レントゲン画像の収集・保存等も含めたデータベース構築への課題の整理及び解決策の検討を行う。

## 1.2.2. 歯科情報の標準化に関する普及啓発活動

医療 DX における歯科分野の対応の促進あるいは、歯科診療情報を身元確認に利用するためには、歯科医療関係者への医療 DX の取り組みや、医療 DX による診療情報共有のメリット等の認知向上が必須であることから、歯科医療関係者に歯科診療情報の標準化の必要性をわかりやすく周知するための方策を検討し、研修事業を実施する。

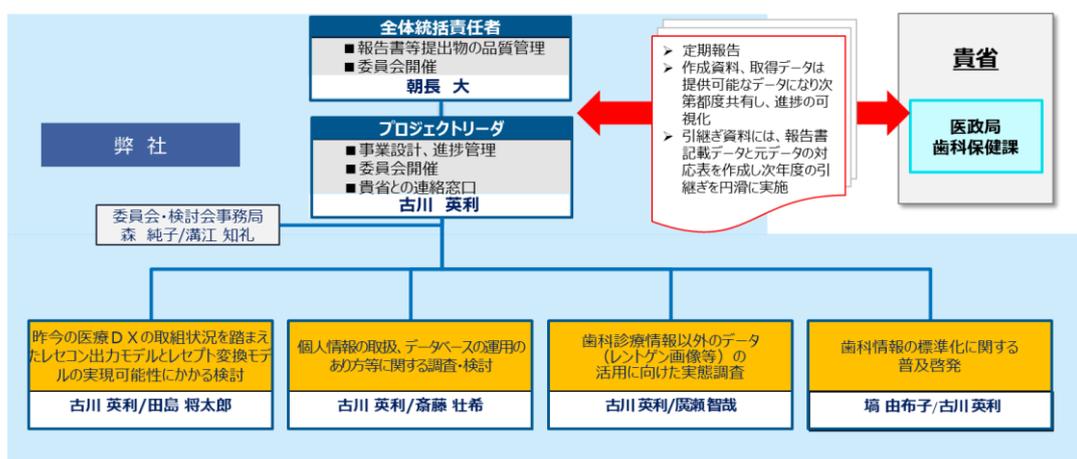
## 1.3. 実施体制と実施スケジュール

### 1.3.1. 実施体制

本事業は、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所にて実施した（図表 1-1）。

また、学識経験者、関係団体など各カテゴリの有識者で構成される検討委員会を設置し、事業全体の監修・助言を仰ぎながら本事業を実施した（図表 1-2）。

図表 1-1 実施体制



図表 1-2 検証委員会 構成員一覧 (50 音順)

カテゴリ	分野	氏名(敬称略) ※○は座長	所 属
委員	歯科医学	伊藤 智加	公益社団法人日本歯科医師会 常務理事
		小野寺 哲夫	公益社団法人日本歯科医師会 常務理事
	医療情報学	○青木 孝文	国立大学法人東北大学 理事・副学長
		井田 有亮	東京大学大学院 医学系研究科 医療情報学 分野 講師
		小森 一秀	日本歯科コンピュータ協会
		齊藤 孝親	元日本大学松戸歯学部
		佐藤 孝昭	一般社団法人保健医療福祉情報システム工 業会
		玉川 裕夫	公益社団法人日本歯科医師会 嘱託 (情報 管理担当)
		野崎 一徳	大阪大学歯学部附属病院 口腔医療情報部 准教授
		山本 隆一	一般財団法人医療情報システム開発センタ ー 理事長
	法歯学	鈴木 敏彦	国立大学法人東北大学大学院歯学研究科歯 科法医情報学分野 准教授
法学	磯部 哲	慶應義塾大学大学院法務研究科 教授	

※所属は 2025 年 3 月時点

検討委員会は本事業期間中に 3 回開催した。各検討委員会の開催概要と主な議題を以下に示す。なお、第 1 回検証委員会については開催期間内に個別または複数の委員を対象に複数回開催した (図表 1-3)。

図表 1-3 検証委員会の開催概要

第 1 回検証委員会 (持ち回り開催)	
開催期間	2024 年 12 月 11 日 (木) ~ 2024 年 12 月 18 日 (木)
主な議題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業全体概要の説明</li> <li>・ これまでの検討の振り返りと医療 DX の現状</li> <li>・ 医療 DX の取組状況を踏まえた歯科におけるデータベースの運用のあり方及び個人情報の取扱等に関する検討</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歯科診療情報以外のデータの活用に向けた実態調査の計画検討</li> <li>・ 歯科情報の標準化に関する普及啓発計画の検討</li> </ul>
第2回検証委員会	
開催日時	2025年1月16日(木) 15:00~17:00
開催場所	オンライン開催
主な議題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療DXの取組状況を踏まえた歯科におけるデータベースの運用のあり方及び個人情報の取扱等に関する検討</li> <li>・ 歯科診療情報以外のデータの活用に向けた実態調査</li> <li>・ 歯科情報の標準化に関する普及啓発</li> </ul>
第3回検証委員会	
開催日時	2025年3月4日(水) 13:00~15:00
開催場所	オンライン開催
主な議題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療DXの取組状況を踏まえた歯科におけるデータベースの運用のあり方等に関する検討</li> <li>・ 歯科診療情報以外のデータの活用に向けた実態調査</li> <li>・ 歯科情報の標準化に関する普及啓発</li> </ul>

### 1.3.2.実施スケジュール

本事業は2024年9月から2025年3月の期間に以下のスケジュールで実施した(図表1-4)。

図表 1-4 実施スケジュール



## 2.昨今の医療DXの取組状況を踏まえたレセコン出力モデルとレセプト変換モデルの実現可能性にかかる検討及び個人情報の取扱、データベースの運用のあり方等に関する調査・検討

### 2.1.実施概要

#### 2.1.1.調査・検討概要

本検討では、医療DXの取組状況を踏まえ、身元確認のためのデータベース（以下、身元検索DBという。）のあり方、また、個人情報の取扱い等のデータベースの運用のあり方に関する調査および検討を実施した。

調査にあたり、これまで検討されてきた身元検索DBに求められる要件について整理を行い、医療DXとの関係について整理を行った。さらに、医療DXにおいて医科ですでに進められている検討等を参考に、歯科診療情報の取扱いについて調査・検討を行い、今後の歯科分野における医療DXの取り組みについて検討を実施した。

### 2.2.調査・検討結果

#### 2.2.1.身元検索DBと医療DXの関係整理

##### 2.2.1.1.これまでの検討の整理

身元検索DBの検討にあたり、過去の事業で検討された身元検索DBの要件を以下の3点に整理した。

1. 悉皆性の担保の要件  
遺体の身元検索においては、生存する個人も含む悉皆性のあるデータである必要がある。
2. 診療現場の業務・費用負担の軽減の要件  
日常診療において必要なデータを活用することで、業務負担軽減につなげる必要があり、また、レセコン等の改修が必要になる場合の費用負担軽減策が必要である。
3. 要配慮個人情報の取得のための要件  
要配慮個人情報の収集にあたっては、個人の同意あるいは他の法令等に基づいた収集が必要である。

これらの要件から、情報の出力元について図表 2-1 の通り整理を実施した。診療情報についてはレセコンから生成するモデル、レセプトを変換するモデル、歯科健診情報から生成するモデルが検討されている。

図表 2-1 情報の出力元の整理

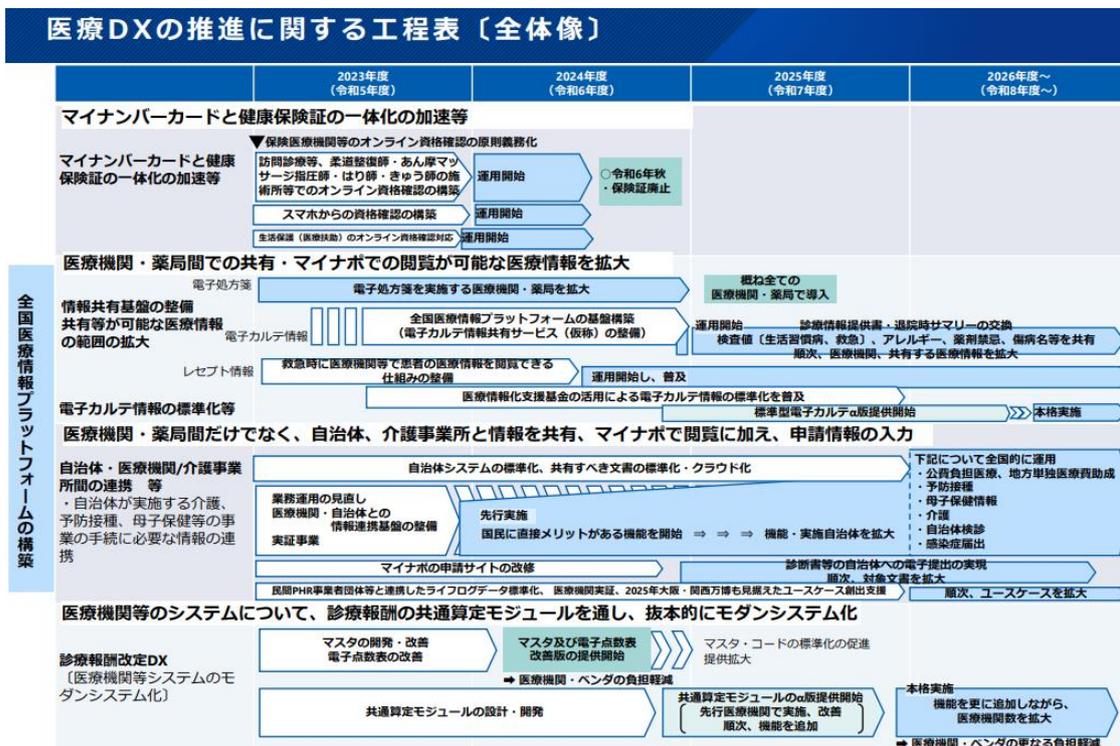
		データ生成の考え方	DB構築の要件		
			① 悉皆性	② 現場負担	③ 同意
診療情報	レセコン出力	レセコンから歯科DBにインプットする標準データを出力できるよう、レセコンを改修する	歯科医療機関レセコン導入率 = 97%	電子カルテ・レセコンの改修費用が必要 DBの用途のみにデータ作成するのは、理解が得づらい	
	レセプト変換	電子レセプトを標準データ形式に変換する	レセプトの電子化率 = 92%	レセプトをこれまで通り提出するので、変更がない	要配慮個人情報（病名）を取得するため、現状だと、個別同意あるいは、法律に基づく必要がある。
歯科健診情報		歯科健診データを標準データに変換する	歯科健診の受診率 自治体 = 13% 学校(小中高) = 100% 歯科健診情報の電子化率は未調査	1歯ごとの情報まで電子化していない	

レセプトを変換するモデルにおいて、悉皆性や現場負担の要件について効果的である。一方で、いずれのモデルにおいても、要配慮個人情報の取得にあたり、個別の同意、あるいは法令等の整備が必要となることが整理されている。

### 2.2.1.2.医療 DX の状況

医療 DX の検討、実装において図表 2-2 に示す通り、全国医療情報プラットフォームの構築にあたって、オンライン資格確認による医療機関・薬局との接続のためのネットワークインフラの整備が進められており、医療情報閲覧機能、電子カルテ情報共有サービス、電子処方箋管理サービス等のサービスの検討、実装が進められている。

図表 2-2 医療 DX の推進に関する工程表



厚生労働省「第109回社会保障審議会医療部会資料2 医療DXの更なる推進について」より抜粋

これらの主な取り組みについて、医科分野及び歯科分野における医療DXに関する検討状況の整理結果を図表2-3に示す。

図表 2-3 医療DXにおけるサービスの提供状況等

サービス	医科	歯科
オンライン請求	○	○
オンライン資格確認	○	○
全国で医療情報を確認できる仕組み	○	<u>要検討</u>
電子処方箋	○	○
電子カルテ情報共有サービス	令和7年度開始予定	<u>要検討</u>
標準的電子カルテ	α版開発中	<u>要検討</u>

○：サービス提供中

歯科診療に関する情報は、歯科医療機関間や歯科・医科の医療機関間において、現状では主に紙文書による診療情報の提供・共有が行われており、提供・共有にあたっては、診療録に記録されている内容を再度、診療情報提供書等の様式に記載する必要がある。

医科分野ではこれまで、電子カルテ情報共有サービスにおける電子的な診療情報の共有について検討・整理がなされているが、歯科分野における電子カルテ情報共有サービスで共有すべき情報や標準型電子カルテの仕様等についてはこれから検討される予定である。

### 2.2.1.3.本検討の方向性

こうした背景から、今後の身元検索 DB の考え方として、医療 DX の取組が進められる中で歯科診療情報の標準化を進め、その情報の一部を身元検索 DB として活用することも考えられる。そこで、本事業では、政府が進められている医療 DX の中の歯科診療情報の標準化に向けて必要な事項について検討を行うこととした。

検討にあたり、2つの論点で検討を実施した。1つ目の論点として、「医療 DX において最低限共有すべき歯科の診療情報の検討」、2つ目の論点として、「共有すべき情報を出力するシステムの検討」を行った。

## 2.2.2.電子カルテ情報共有サービスにおける歯科診療情報のあり方

### 2.2.2.1.論点 1：最低限共有すべき情報の検討

#### 2.2.2.1.1. 歯科分野における診療情報の整理

電子カルテ情報共有サービスで共有される診療情報は、医療機関間の連携に有効な情報であるとともに、共有にあたって診療現場の医療関係者等の負担を可能な限り軽減することが必要である。

そこで、まずは歯科医療機関における日常診療で発生する情報について、診療フローに基づき整理した結果を図表 2-4 に示す。

図表 2-4 歯科医療機関で発生する情報

診療フロー	発生する情報	
受付	資格確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>患者基本情報（住所、氏名、生年月日、電話番号等）</li> <li>保険者番号、被保険者番号、保険者名</li> </ul>
	問診	<ul style="list-style-type: none"> <li>患者基本情報（住所、氏名、生年月日、電話番号等）</li> <li>症状、部位、既往歴、処方薬、喫煙・飲酒状況、アレルギー</li> </ul>
診療	画像	<ul style="list-style-type: none"> <li>X線画像、口腔内スキャナ、口腔内写真など</li> </ul>
	検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>歯や歯肉の状況、補綴物、う蝕の状況、咬合状態、ブラークの状況、歯肉の炎症状況、歯肉の動揺度</li> </ul>
	処置	<ul style="list-style-type: none"> <li>う蝕や歯周病の進行度、治療内容、治療計画</li> </ul>
	投薬	<ul style="list-style-type: none"> <li>投薬内容</li> </ul>
	文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>診療録</li> <li>診療情報提供書：患者基本情報（住所、氏名、生年月日、電話番号等）、傷病名、紹介目的、既往歴、検査結果、治療経過、現在の処置</li> <li>歯科技工指示書：発行者、発行技工所、受注日、補綴内容、使用金属、部位、色調、設計</li> <li>歯科疾患管理料に係る管理計画書など</li> </ul>
会計	診療明細書	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険診療項目、保険点数、金額</li> </ul>

さらにこれらの情報のうち、医療機関や薬局との連携、患者への提供文書において、活用されることが想定される情報を図表 2-5 に示す。

図表 2-5 日常診療で連携等が想定される歯科情報

	活用が想定される歯科情報	
医療機関間の連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>診療歴（診療日、医療機関）</li> <li>患者の基本情報</li> <li>傷病名</li> <li>既往歴</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>検査結果</li> <li>治療経過</li> <li>現在の処置</li> <li>処方・アレルギー情報</li> </ul>
医科歯科連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>糖尿病連携手帳（既往歴、検査結果、傷病名、義歯・ブリッジの有無）</li> <li>処方・アレルギー情報</li> </ul>	
薬局間の連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>処方箋</li> </ul>	
患者への提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>歯科疾患管理料に係る管理計画書など</li> <li>お薬手帳</li> </ul>	

連携が想定される情報は、患者基本情報に加え、傷病名や検査結果、治療の経過、処方に関する情報が抽出された。

#### 2.2.2.1.2. 共有すべき情報の絞り込み

医科の電子カルテ情報共有サービスで共有される情報は、現時点で3文書6情報に限定されており、同様に歯科診療においても、最小限必要な情報を整理すること

が必要である。歯科特有の情報であって、最小限共有すべき情報の選定方針を次の通り設定した。

1. 情報共有が医療機関間の連携に有用であり、かつ機会が多い情報を対象とする
2. 医科の3文書6情報に相当する歯科診療情報とする
3. 医療政策上の効果も判断の視点とする

共有される機会が多い情報の整理にあたり、まず共有される文書及び記載されている情報について図表 2-6 の通り整理を行った。

図表 2-6 文書及び記載情報の整理

情報種別	共有されている文書	記載されている情報	
口腔内の状態	歯科疾患管理料に係る管理計画書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歯式</li> <li>・ 義歯装着有無</li> <li>・ 4mm 以上の歯周ポケット</li> <li>・ 歯の動揺</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歯肉の腫れ</li> <li>・ 歯の痛み</li> <li>・ 歯の支持骨吸収</li> <li>・ ブラーク付着状況</li> </ul>
	周術期等口腔機能管理計画書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 口腔衛生状態（良、普通、悪）</li> <li>・ 口腔乾燥</li> <li>・ 口内炎</li> <li>・ 舌炎</li> <li>・ 口腔粘膜炎</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 味覚障害</li> <li>・ 歯周炎</li> <li>・ う蝕</li> <li>・ 義歯の不調</li> <li>・ 歯の喪失</li> <li>・ 要治療部位有無</li> </ul>
	回復期等口腔機能管理計画書	・ 口腔内の状態及び口腔機能の状態等	
	新製有床義歯管理説明書	・ 欠損の状態、義歯の形状	
	治療内容・治療計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>周術期等口腔機能管理依頼書</li> <li>診療情報連携共有に係る照会書</li> <li>療養指導計画書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 治療予定・治療経過</li> <li>・ 治療予定（治療計画）</li> <li>・ 治療内容</li> <li>・ 治療計画</li> </ul>
連携先・連携元情報	周術期等口腔機能管理計画書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 紹介元医療機関名・医師名</li> <li>・ 紹介先歯科医療機関名・歯科医師名</li> </ul>	
	回復期等口腔機能管理計画書	・ 保険医療機関名及び当該管理の担当歯科医師名等の情報	
	新製有床義歯管理説明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歯科医療機関情報</li> <li>・ 担当歯科医師名</li> </ul>	
	診療情報提供書	・ 紹介元、紹介先医療機関情報	
	診療情報連携共有に係る照会書	・ 紹介元、紹介先医療機関情報	

さらに、各文書のうち、NDB オープンデータの情報等を参考に、保険診療上で算定されている件数が上位の文書と、当該文書に記載されている情報について図表 2-7 に整理した。

図表 2-7 文書の算定件数と記録情報

共有されている文書	算定件数	共有する情報	
歯科疾患管理料に係る管理計画書	96,769,861	<ul style="list-style-type: none"> <li>1日の歯磨き回数</li> <li>歯磨きの時間</li> <li>歯口清掃機具の使用</li> <li>歯磨き方法</li> <li>歯式</li> <li>義歯装着有無</li> <li>4mm以上の歯周ポケット</li> <li>腫れについて</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>歯の動揺</li> <li>歯肉の腫れ</li> <li>歯の痛み</li> <li>歯の支持骨吸収</li> <li>ブラーク付着状況</li> <li>歯科疾患と全身の健康との関係</li> <li>痛みについて</li> <li>歯肉の出血について</li> </ul>
新製有床義歯管理説明書	3,859,321	<ul style="list-style-type: none"> <li>欠損の状態、義歯の形状</li> <li>義歯の取扱いと指導内容</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保存及び清掃方法と指導内容</li> <li>医療機関情報</li> </ul>
診療情報提供書	1,905,093	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関情報</li> <li>診療情報提供をする目的</li> <li>提供する診療情報の具体的内容傷病名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>紹介目的</li> <li>症状経過及び検査結果</li> <li>治療経過</li> </ul>
薬剤情報提供書	24,508,631	<ul style="list-style-type: none"> <li>処方薬剤の名称</li> <li>薬の外観</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>薬の用法・容量</li> <li>薬の働き、注意点</li> </ul>

算定件数からは、歯科疾患管理料に係る管理計画書が最も利用される文書であり、次に薬剤情報提供書、新製有床義歯管理説明書、診療情報提供書が共有される文書として多いことがわかった。

また、医科における3文書6情報に対応する形で、歯科における文書および情報について図表 2-8 の通り整理した。

図表 2-8 共有すべき情報の最終候補

	項目	共有情報
文書	診療情報提供書	医科のデータフォーマットをベースに、以下の歯科特有の歯式や検査結果等の情報を記録できるよう修正する
	①傷病名	<ul style="list-style-type: none"> <li>歯科の全傷病名を記録</li> </ul>
情報	②検査情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>歯周病検査                             <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 歯肉の出血</li> <li>✓ 歯周ポケット</li> </ul> </li> </ul>
	③補綴物・修復物の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>インプラント、補綴物、義歯の有無</li> <li>使用状況、生活に関する指示事項</li> </ul>
	④歯式	<ul style="list-style-type: none"> <li>口腔状態スナップショットとして、全顎情報を記録</li> </ul>

診療情報提供書については、医科と同様に共有が必要な情報として整理されたが、傷病名や歯科特有の歯式情報等の記載方法・規格（フォーマット等）について整理する必要がある。

検査情報については、医科では主に外注で行われている血液検査を中心とした検査が対象となっている。一方、歯科診療で行われる検査のほとんどは、最も多く行

われている歯周病検査をはじめ、医療機関内で実施され、検査結果は各医療機関が診療録に記載又は添付されており、記載方法は医療機関によってまちまちである。

共有すべき歯科の検査情報については、医療政策上の観点で、医科でターゲットとしている「生活習慣病の予防」につながる検査、また、歯科特有の観点として、「オーラルフレイルの予防」につながる検査を整理した。

生活習慣病のうち、糖尿病と歯周病の関連については、強いエビデンスが示されていることから、歯周病検査の結果については共有すべき情報として抽出された。一方で、オーラルフレイルに関連すると考えられる口腔機能検査については、実施される機会が少ないことから、重要な情報ではあるものの、現時点では共有すべき情報の候補としては対象外として整理された。

歯科特有の情報として、「補綴物・修復物の情報」「歯式情報」が、共有すべき情報として挙げられた。いずれの情報についても、歯科疾患管理料に係る管理計画書の記載に必要なものであり、また、身元確認業務においても最も重要な情報である。

最後に、医科における3文書のうち、患者サマリーについては、これまで医師が紙等で患者に情報共有していた治療上のアドバイスを患者に電子的に共有する仕組みとして運用されることが想定されている。患者サマリーは「外来の記録」（傷病名と療養上の計画・アドバイス等）と「6情報」で構成され、マイナポータル上で情報提供される。

歯科においては、これらの要件に近い文書として、歯科疾患管理料に係る管理計画書がある。（図表 2-9）患者に提供する文書として患者サマリーを提供する、あるいは、歯科から医科や介護等の他職種に向け共有する文書として患者サマリーを共有することは、紙文書の提供・共有に係る負担を軽減する上で必要となる施策であると考えられる。

初診あるいは初再診時には、口腔状態を診査し、スナップショットとして電子的に記録し、標準化された情報に落とし込むことで、「歯科における患者サマリー」に必要な口腔の状態の電子的な記録が可能になる。また、歯周病検査についても、実施される頻度は高く、患者サマリーとして共有されることで、患者の生活習慣病対策に有用な情報となる。

現状、歯科疾患管理料に係る管理計画書は初診のみで治療を終える患者や無歯顎の患者の場合は文書が提供されない場合も多く、また文書提供に係る加算を算定しない場合には、患者には文書が提供されないが、こうした歯科における患者サマリーの共有が可能となると、広く患者あるいは医療提供者のメリットにつながること

が考えられる。これらのことから、歯科診療情報に関する患者サマリーの提供についても検討が求められる。

図表 2-9 歯科疾患管理料に係る管理計画書式

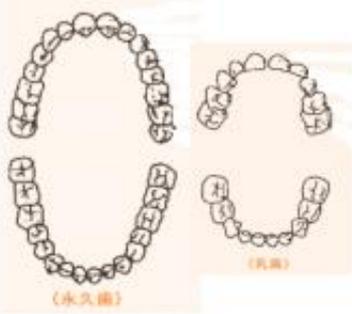
別紙様式 1

歯科疾患管理料に係る管理計画書（初回用）

[患者記入欄] 年 月 日

患者氏名		性別	男・女
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日 ( 歳)		
問診	【全身の状態（該当項目の□にチェック）】 □糖尿病 □高血圧症 □呼吸器疾患 □心血管疾患 □妊娠 □その他（ ）		
	【服薬歴】薬剤名（ ）		
生活習慣の状況	【生活習慣の状況】		
	・1日の歯磨きの回数 ( ) 回 ・歯磨きの時間 □朝食後 □昼食後 □夕食後 □就寝前 ・習慣的飲料物 □炭酸飲料 □ジュース □その他 ( ) ・間食の取り方 □不規則 □規則正しい □しない ・歯口清掃器具の使用 □なし □歯ブラシ □フロス □歯間ブラシ ・喫煙習慣 □有 □無 □過去に有り ・睡眠時間 □不足 □やや不足 □十分 ・歯磨き方法 □習ったことがない □習ったことがある ・その他 ( )		

[保険医療機関記入欄] 年 月 日

【口腔内の状況】 義歯装着 □有 □無 	【歯周組織検査の概要】 ・4mm以上の歯周ポケット □有 □無 ・歯の動揺 □重度 □中等度 □軽度 □正常 ・歯肉の腫れ □有 □無 ・歯の痛み □有 □無 ・その他 ( )
	【画像診断結果の概要】 ・歯の支持骨吸収 □高度 □中等度 □軽度 □無 ・その他の特記事項 ( )
【改善目標事項】 <input type="checkbox"/> 歯磨きの習慣 <input type="checkbox"/> 飲料物の習慣 <input type="checkbox"/> 間食の習慣 <input type="checkbox"/> 歯口清掃器具の使用 <input type="checkbox"/> 喫煙習慣 <input type="checkbox"/> その他 ( )	【ブラーク付着状況】□多い □やや多い □少ない 【その他の留意点】 <input type="checkbox"/> 咀嚼機能 <input type="checkbox"/> 摂食・嚥下機能 <input type="checkbox"/> 構音機能
	【歯科疾患と全身の健康との関係】 ( )
【治療の予定】 <input type="checkbox"/> むし歯治療 <input type="checkbox"/> 歯周疾患治療 <input type="checkbox"/> 被せ物 <input type="checkbox"/> ブリッジ <input type="checkbox"/> 義歯 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
【治療期間】 約 ( ) 週・月 ( ) 回程度	

この治療と管理の予定は治療開始時の方針であり、実際の治療内容や進み方により、変更することがあります。また、ご希望、ご質問がありましたらいつでもお申し出下さい。

## 2.2.2.2.論点 2 : 共有すべき情報の出力元の検討

### 2.2.2.2.1. 出力元の検討

論点 1 で整理した共有すべき情報の出力元の検討において、歯科診療情報の電子的に保存しているシステムの整理を行った。(図表 2-10)

図表 2-10 歯科診療情報を電子的に保存されているシステム

システム	システム概要
レセコン	・ 診療報酬の請求業務に対応し、レセプト等の請求情報を作成する。
カルテコン	・ 診療内容を電子的に入力し、印刷出力することで、紙カルテを作成する。
電子カルテ	・ 診療内容を記録し、電子的に保存する。 ・ 電子保存の三原則（真正性、見読性、保存性）を充足している。

医科においては、共有される情報は電子カルテから出力されることが整理されているが、歯科においても電子カルテからの出力とすべきかについて、検証委員会にて議論された。

電子カルテの特徴として診療内容を電子保存の三原則を充足した形で保存できるが、歯科において広く普及しているカルテコンは診療内容を電子的に入力するものの、カルテは印刷出力して保管される運用を前提に構築されている。

電子保存の三原則については、「法令に保存義務が規定されている診療録及び診療諸記録の電子媒体による保存に関するガイドライン」（平成 11 年 4 月 22 日付け健政発第 517 号・医薬発第 587 号・保発第 82 号厚生省健康政策局長・医薬安全局長・保険局長連名通知に添付。）において、要件の詳細が次の通り記載されている。

#### ・真正性の確保：

真正性とは、正当な人が記録し確認された情報に関し第三者から見て作成の責任と所在が明確であり、かつ、故意又は過失による、虚偽入力、書き換え、消去、及び混同が防止されていることである。

なお、混同とは、患者を取り違えた記録がなされたり、記録された情報間での関連性の記録内容を誤ることをいう。

#### ・見読性の確保：

見読性とは、電子媒体に保存された内容を必要に応じて肉眼で見読可能な状態に容易にできることである。

なお、”必要に応じて”とは『診療、患者への説明、監査、訴訟等に際して、その目的に応じて』という意味である。

また、『容易に』とは、『目的にあった速度、操作で見読を可能にすること』を意味する。

・保存性の確保：

保存性とは記録された情報が、法令等で定められた期間にわたって、真正性を保ち、見読可能にできる状態で保存されることをいう。

こうした背景に関連し、検証委員会において委員より次の意見があった。

電子カルテでは記録された情報の責任の所在は明らかになるものの、記録される内容の信頼性の担保をするものではない。すなわち、電子カルテに限らず、レセコン、カルテコンにおいても、記録内容を医師等が確定できるようにログを残すなどの「信頼性を担保する仕組み」を設けることで、これらのシステムから出力される情報は信頼に足る情報になりうる。

電子カルテ情報共有サービスに提供される情報も、信頼性の担保された情報であることが必要なため、歯科医療機関に導入されているシステムが、信頼性の担保においてどのような仕組みが取られているかを確認する必要がある。

一方で、いずれのシステムも導入されていない歯科医療機関も情報の共有に参加できる環境整備が必要である。医科においては、「標準型電子カルテ」の検討およびα版の開発が進められており、歯科においても同様の検討が必要である。

### 2.2.3.個人情報の取扱いに関する検討

電子カルテ情報共有サービスの法律への位置付けについては、第111回社会保障審議会医療部会において、以下の事項を法律に規定し実施する方向で検討されている。

(1) 医療機関から支払基金等への3文書6情報の提供について

- ◆ 医療機関等は、3文書6情報について、支払基金等に対して電子的に提供することができる旨を法律に位置づけ
- ◆ 質が高く効率的な医療の提供及び医療機関における負担軽減を目指す観点から、法令に根拠を設けることにより、個人情報保護法の第三者提供に係る本人同意取得の例外として、3文書6情報を提供する都度の患者の同意取得を不要とする。なお、他の医療機関が、登録された3文書6情報を閲覧する際には、患者の同意が必要。

(2) 3 文書 6 情報の目的外利用の禁止について

- ◆ 支払基金等に提供された 3 文書 6 情報については、支払基金等は、電子カルテ情報共有サービスによる医療機関等への共有以外の目的には使用してはならない旨を規定

(3) 運用費用の負担について

- ◆ 電子カルテ情報共有サービスの運用費用の負担者や負担方法等について規定

(4) 電子カルテ情報共有サービス導入の努力義務について

- ◆ 地域医療支援病院、特定機能病院、その他救急・災害時における医療提供を担う病院等、その役割・機能に鑑み、カルテ情報の電磁的共有が特に求められる病院の管理者に対する、3 文書・6 情報の共有に関する体制整備の努力義務を規定

(5) 次の感染症危機に備えた対応等について

- ◆ 医師等が、感染症の発生届等を届け出る際、電子カルテに記録した診療情報を改めて入力することなく、同一端末上で発生届等を作成することができるよう、電子カルテ情報共有サービスを経由して感染症サーベイランスシステムに届け出ることができることを規定
- ◆ 感染症対策上必要な時は、厚生労働大臣から支払基金等に対して、電子カルテ情報等の提供を求めることができることを規定
- ◆ 厚生労働大臣は、支払基金等から提供を受けた電子カルテ情報等を用いた調査研究を国立健康危機管理研究機構（JIHS）に委託できることを規定

情報の取得に関する同意については、(1)に記載されている通り、医療機関から支払基金等への 3 文書 6 情報の提供については、法令根拠を設けることにより個人情報保護法の第三者提供に係る本人同意取得の例外として、都度の患者の同意取得を不要とすることが検討されている。

また、情報の利用については(5)において、感染症対策上必要な時は、厚生労働大臣から支払基金等に対して、電子カルテ情報等の提供を求めることができることを規定することが検討されている。

歯科診療情報についても、電子カルテ情報共有サービスの一環で情報が提供されることで、患者への都度の同意取得の負担が軽減される可能性がある。

また、身元確認業務のような、極めて公益性の高い業務については、感染症対策上必要な時と同様、特例的に電子カルテ情報の提供を求めることによって、迅速に対応できるようなことが想定されるため、今後の適用が望まれる。

## 2.2.4.課題と今後の検討事項

### 2.2.4.1.論点1の整理結果

歯科における共有すべき情報として、次の情報が整理された。

- 文書：診療情報提供書、患者サマリー
- 情報：傷病名、歯周病検査、補綴物・修復物の情報、歯式

今後の検討課題として、次の事項が整理された。

- 共有する情報の標準仕様の検討  
診療情報提供書については、医科の様式に歯科の情報を記録する方法の検討が必要  
口腔診査情報標準コード仕様を参考に、各情報の記録について HL7 FHIR における記述仕様の検討が必要

### 2.2.4.2.論点2の整理結果

今後、情報の出力元として電子カルテに加え、レセコン、カルテコンあるいは標準型電子カルテを候補として、次の調査・検討が必要である。

- 標準型電子カルテの仕様検討
  - 論点1で整理される標準仕様を入出力するシステムの要件・仕様の検討
  - レセコン等、民間事業者が提供するシステムとの接続が必要な場合の仕様の検討
  - 電子処方箋管理サービス等、医療 DX のシステム群との接続に関する仕様の検討
- 歯科における DX の対応に向けた全般の実態調査
  - 歯科システム提供ベンダの電子カルテ対応状況の調査
  - 歯科医療機関におけるシステム利用状況
    - ◇ 歯科医療機関に導入されているシステム（カルテ、レセコン、画像、予約、音声認識システム等）
    - ◇ 他システムとの互換性（連携可能性）
  - 標準仕様・標準型電子カルテへの対応に関する、課題等の調査

### **3. 歯科診療情報以外のデータ（レントゲン画像等）の活用に向けた実態調査**

#### **3.1. 実施概要**

##### **3.1.1. 目的**

歯科診療で記録される傷病名や検査結果、処方情報等のテキストによる診療情報（以下、歯科診療情報という。）に加えてレントゲン画像等の歯科画像情報を利用することにより、より効率的・効果的に身元確認を行うことができるか検証を行うとともに、身元確認に有効活用するための方策や、歯科画像情報の収集・保存等を含めたデータベース構築への課題の整理及び解決策の検討を行う。

##### **3.1.2. 調査概要**

データベースの構築と身元確認に必要な要件に基づき、歯科診療情報以外のデータの活用に向けた実態調査の項目と方法を選定した。身元確認に活用できる歯科診療情報以外のデータとして、歯科画像情報であるエックス線画像、口腔内スキャナ画像、口腔内写真の机上調査を実施した。また身元確認のための画像データベースの構築可否について検討し、身元確認における画像情報の想定活用フローを整理した。

#### **3.2. 調査結果**

##### **3.2.1. 歯科診療情報以外のデータの整理**

歯科診療情報以外のデータとして、エックス線画像、口腔内スキャナ画像、口腔内写真の3種類に分類し整理した（図表 3-1）。エックス線画像には主にデンタル画像やパノラマ画像があり、これらはほぼすべての歯科医療機関に導入されていると考えられる。口腔内写真撮影についてもほぼすべての歯科医療機関において実施されており、エックス線画像とともに口腔内写真は身元確認の場面で有効活用できるデータと想定される。口腔内スキャナについては、全顎の情報を有しているため身元確認時に有用な情報であると考えられるが、現状は普及率が約10%と低水準であることに留意が必要と考えられる。

データ容量は1症例あたり、エックス線画像で1~20MB、口腔内スキャナ画像で100~500MB、口腔内写真で500KB~5MB以上である。これらのデータの多くは院内・院外の保存サーバ上で保管されている。

図表 3-1 歯科診療情報以外のデータにおける調査結果

	エックス線画像	口腔内スキャナ画像	口腔内写真
種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>デンタル画像</li> <li>パノラマ画像</li> <li>3D コーンビームCT</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3Dカラー画像</li> <li>咬合面画像</li> <li>スキャナ動画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5枚法</li> <li>9枚法</li> <li>12枚法</li> </ul>
データ取得頻度	半数以上が初診時に撮影	—	—
情報の粒度	全顎情報あり DICOM形式であれば患者情報、撮影情報を保持	全顎情報あり	全顎情報あり
カルテ・レセコンとの連携	PACS^DICOM形式で画像を保存 患者情報連携は8～9割	本体またはクラウドにデータ保存されており、カルテ・レセコンとはシステム連携されていない	カルテ記事として保存される
出力形式	CTはDICOM出力可能 デンタル・パノラマ画像はDVD等に出力（一部はDICOM出力）	主にSTL、PLY、OBJの形式で出力	カルテ記事として保存され、必要に応じて印刷される
データ容量	1症例あたり1～20MB CTの場合は100MB～1GB	<ul style="list-style-type: none"> <li>1症例あたり1～500MB</li> <li>※スキャン範囲や解像度に依存</li> </ul>	写真1枚あたり500KB～5MB以上
保存形式	<ul style="list-style-type: none"> <li>デジタル（JPEG、DICOM 等）</li> <li>アナログ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>デジタル（STL、PLY、OBJ 等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>デジタル（JPEG、PNG 等）</li> <li>アナログ</li> </ul>
保存方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>保存サーバ（院内・院外）</li> <li>PC内</li> <li>その他（フィルム）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保存サーバ（クラウド）</li> <li>PC内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保存サーバ（院内・院外）</li> <li>PC内</li> <li>その他（可搬記憶媒体、フィルム）</li> </ul>
普及状況	レントゲン装置の保有は100%	普及率10%	ほとんどの歯科診療所に普及している

### 3.2.2.画像情報の活用

#### 3.2.2.1.画像データベースの構築可否

身元確認のための画像データベースを構築する場合、画像の容量や収集方法に関する課題が生じる。具体的には、歯科画像情報は歯科診療情報と比較して1症例ごとのデータ容量が大きいいため、全国の歯科医療機関の歯科画像情報を保管するためには非常に大きな容量を有した保管設備が必要となる。また、1か所に保管することによる、セキュリティ対策コスト、多重化等のBCP対策コスト等を考えると、さらに必要なコストは増大すると考えられる。

また、現状は各歯科医療機関が自院内に設置されているサーバで画像を保管しているケースが多く、各歯科医療機関が保有する画像情報をネットワーク経由で、外部に収集する方法は確立されていない。

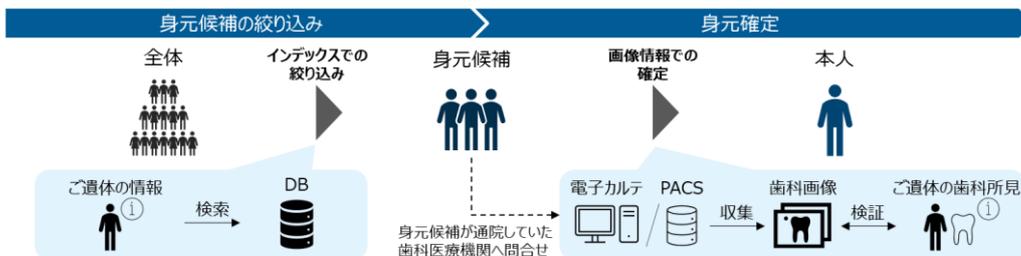
これらの課題と、現在の医療DXにおける取り組みを考慮すると、期間、コストあるいはメリットの観点で身元確認のための画像データベースを構築することは難しいため、本事業の検討の結論として、身元確認のための画像データベースの構築を行わないことが整理された。

#### 3.2.2.2.身元確認における画像情報の想定活用フロー

1か所に集約しての身元確認のための画像データベース構築は難しいと結論づけた一方で、画像情報は身元確認に有用な情報を有しているため、身元確認に活用できるフローを構築することが必要だと考えられる。そこで、医療DXの取組の一環等で一定

程度収集されている既存の情報をインデックス情報として活用し、身元候補を絞り込んだ後の身元確定時に画像情報を活用する運用を検討した（図表 3-2）。

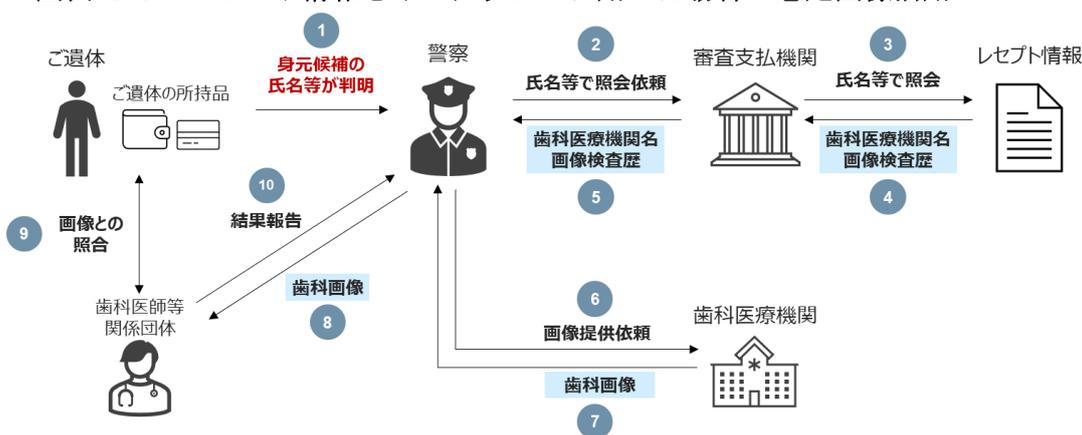
図表 3-2 身元確認における画像情報の想定活用フロー



インデックスとして身元候補の絞り込みに活用する情報については、この目的に特化した新たなデータベースの構築は困難であるため、既存のレセプト情報をインデックスとして活用する方法と、レセプト情報から作成した歯式情報をインデックスとして活用する方法の2つについて検討を行った。

1つ目のレセプト情報の活用は、ご遺体の所持品等から判明した氏名等を検索キーとして、審査支払機関の保有するレセプト情報から身元候補を絞り込む方法を想定している（図表 3-3）。

図表 3-3 レセプト情報をインデックスに用いた場合の想定画像活用フロー

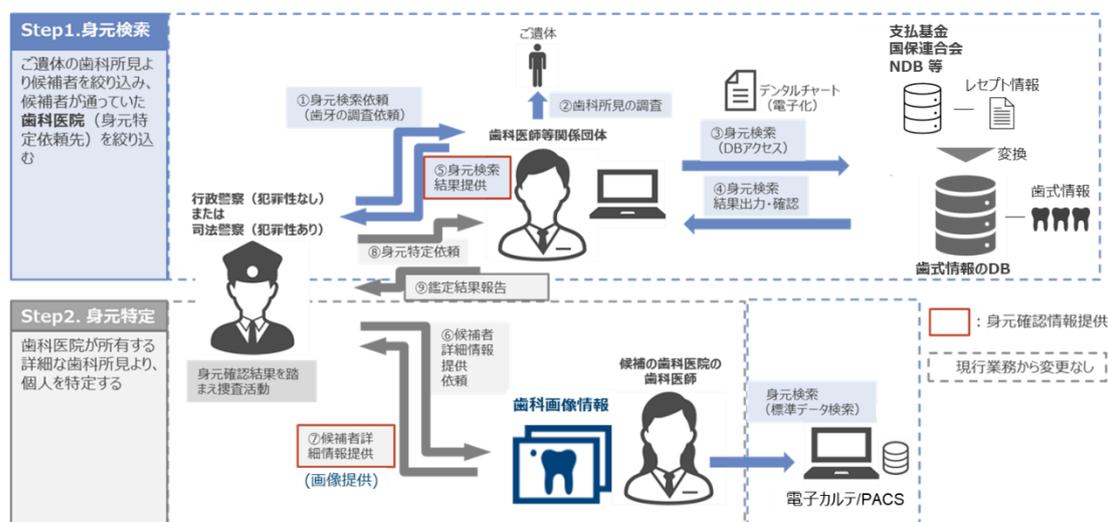


この方法ではご遺体の所持品等から身元候補の氏名等が判明していることが前提となる。まず、氏名等を基に審査支払機関のレセプト情報で通院歴や画像検査の実施履歴のある歯科医院を特定する。次に該当した歯科医院から身元候補者の歯科画像情報を収集し、身元確定時に活用する。すでに大規模災害時での利用実績がある一方で、遺体の所持品等から氏名等が事前に判明していることが必要であり、身元候補者の氏

名等の情報が得られない場合にはレセプト情報での身元候補の絞り込みができないという制約がある。

2つ目のレセプト情報から作成した歯式情報の活用は、NDB や審査支払機関のレセプト情報を利用して歯式情報データベースを構築し、ご遺体の歯科所見を検索キーとして身元候補を絞り込む方法を想定している（図表 3-4）。

図表 3-4 歯式情報をインデックスに用いた場合の想定画像活用フロー



まず歯科医師等関係団体が遺体の歯科所見の調査を行い、遺体の歯式情報等を収集する。次に収集した歯式情報を基に歯式情報データベースで検索して身元候補を絞り込み、通院歴や画像検査の実施履歴のある歯科医院を特定する。その後、該当した歯科医院から身元候補者の歯科画像情報を収集し、身元確定時に活用する。この方法では遺体の氏名等の情報だけでなく、歯科所見から身元候補の絞り込みができることが利点として挙げられる。一方で、レセプト情報から歯式情報に変換する方法の検討や、身元確認のための歯式情報の二次利用にかかる法的制約の解消が実現に向けた残論点となる。

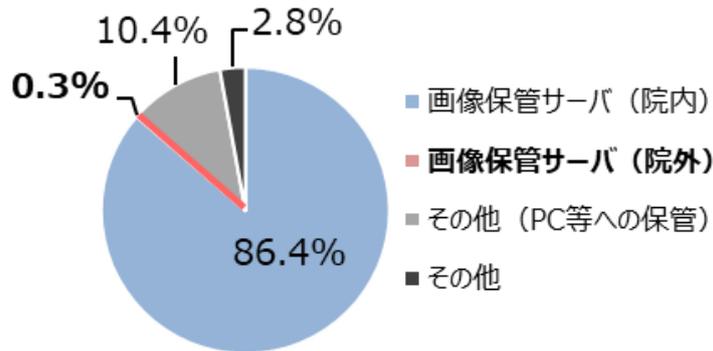
### 3.2.3.課題と今後の検討事項

現状の歯科医療機関で作成される情報を取り巻く課題として、災害やサイバー攻撃、歯科医療機関の閉院等による情報の消失が挙げられた。

令和4年度の本事業での調査では、院外の画像保管サーバに画像情報を保管している歯科医療機関はわずか0.3%であった（図表 3-5）。そのため歯科医療機関が災害や

サイバー攻撃の被害に遭った場合に、画像情報が完全に消失するリスクが高いと考えられる。

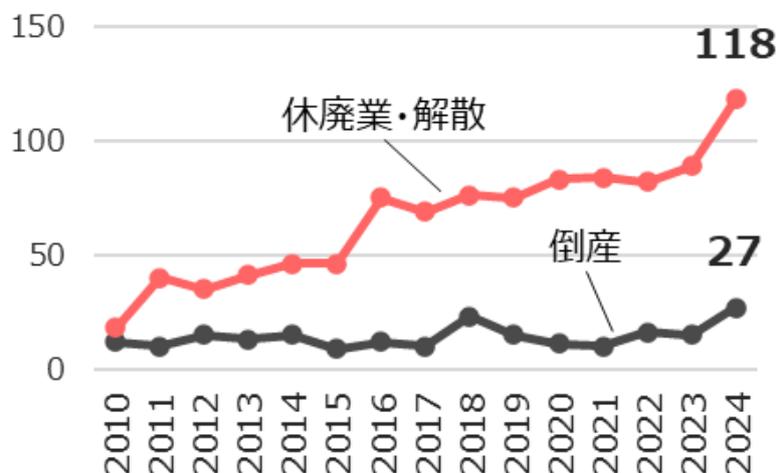
図表 3-5 デジタルエックス線画像の保管方法



また、帝国データバンクの調査によると、歯科医療機関の倒産/休廃業等の件数は増加傾向にあり、2024年は倒産27件、休廃業・解散118件で過去最多であった（図表3-6）。

歯科医療機関の閉院に伴い、今後さらに画像情報が消失は進み、身元確認時に必要な画像情報が存在しないリスクが高まることが想定される。これらの課題に対して、クラウド型PACSの必要性や閉院歯科医院の歯科画像情報の保管方法および身元確認への活用方法を今後検討する必要があると考えられる。

図表 3-6 歯科医院の倒産/休廃業・解散件数



## 4. 歯科情報の標準化に関する普及啓発活動

### 4.1. 実施概要

#### 4.1.1. 目的

医療 DX における歯科分野の対応の促進あるいは、歯科診療情報を身元確認に利用するためには、歯科医療関係者への医療 DX の取り組みや、医療 DX による診療情報共有のメリット等の認知向上が必須であることから、本研修会では、歯科医療関係者（歯科医師、歯科関係ベンダ、大学歯学部関係者等）に昨今の医療 DX の取組状況を踏まえた歯科診療情報の標準化の意義や必要性をわかりやすく周知することを目的とし、「医療 DX 時代の歯科情報の利活用推進に向けた研修会」と題して開催した。

#### 4.1.2. プログラム

研修会のプログラムは図表 4-1 の通りである。本研修では歯科情報の利活用に関わる事業経緯や医療 DX 取組の状況について、講演いただき、医療 DX の状況を踏まえた「口腔診査情報標準コード仕様」の活用方法や今後の歯科情報データの活用可能性等について講演をいただいた。

なお、今回の研修会はオンライン（ウェビナー）形式で開催した。

図表 4-1 プログラム

研修会名	医療 DX 時代の歯科情報の利活用推進に向けた研修会
開催日時	【WEB 開催】 ・日時：令和 7 年 3 月 8 日（土）13：30～15：30
研修会当日プログラム	1：開会あいさつ 大坪 真実氏 厚生労働省医政局歯科保健課 課長補佐 2：講演 講演 1：歯科情報の利活用推進について 秋山 洋氏 厚生労働省 医政局 歯科保健課 主査 講演 2：医療 DX の取組の状況 久保 慎一郎氏 厚生労働省 医政局 特定医薬品開発支援・医療情報担当 参事官室付医療情報室 主査 講演 3：医療 DX 時代の歯科医療 井田 有亮氏 国立大学法人東京大学 大学院医学系研究科 医療情報学分野 講師

	<p>講演 4：医療 DX における口腔診査情報標準コード仕様の活用 玉川 裕夫氏 公益社団法人日本歯科医師会 嘱託（情報管理担当）</p> <p>講演 5：歯科分野における医療情報に関する取り組み 小野寺 哲夫氏 公益社団法人日本歯科医師会 常務理事</p> <p>3：質疑応答</p>
--	--

参加者募集は、各都道府県歯科医師会及び日本歯科コンピュータ協会、保健医療福祉情報システム工業会（JAHIS）、各大学歯学部にご協力いただいた。参加申込者数は198名で、当日の参加者は120名であった（図表 4-2）。

図表 4-2 研修会案内チラシ

## 医療DX時代の 歯科情報の 利活用推進 に向けた研修会

**2025年**  
**3月8日 土**  
13:30-15:30

**場 所** ZOOMウェビナー  
**参加費** 無料(事前申し込みが必要です)  
**対 象** 歯科医療関係者の皆様  
(歯科医師、歯科関係ベンダ、大学歯学部関係者等)

日本歯科医師会、関係団体のご尽力により口腔診査情報標準コード仕様が厚生労働省の保健医療情報分野の標準規格に制定（令和3年3月26日）されました。

この規格は、歯科診療情報の標準化を進め、歯科診療情報データベースの構築や歯科診療情報の利活用を目的として策定されました。実務等において、見元不明遺体が有する歯科所見と歯科医療機関が所有する生前の歯科診療情報を照合・確定することによる身元確認や研究・地域連携・PHR等への活用が期待されています。

本研修会では、歯科医療関係者の皆様（歯科医師、歯科関係ベンダ、大学歯学部関係者等）に昨今の医療DXの取組状況を踏まえ、歯科診療情報の標準化・データベースの意義、必要性、活用可能性について理解を深めていただくとともに、レセプトコンピュータや電子カルテに実装いただき、歯科診療情報データベース構築の基盤作りを進めていく事を目的として開催いたします。

大変ご多忙な時期とは存じますが、ご参加いただけますようお願い申し上げます。

プログラム	
1	厚生労働省歯科保健課 挨拶 大坪 真実氏（厚生労働省医政局歯科保健課 課長補佐）
2	歯科情報の利活用推進について 秋山 洋氏（厚生労働省医政局歯科保健課 主査）
3	医療DXの取組の状況 久保 慎一郎氏（厚生労働省医政局特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室付医療情報室 主査）
4	医療DX時代の歯科医療 井田 有亮氏（国立大学法人東京大学 大学院医学系研究科 医療情報学分野 講師）
5	医療DXにおける口腔診査情報標準コード仕様の活用 玉川 裕夫氏（公益社団法人日本歯科医師会 嘱託（情報管理担当））
6	歯科分野における医療情報に関する取り組み 小野寺 哲夫氏（公益社団法人日本歯科医師会 常務理事）
7	全体質疑応答

**申し込み** QRコードまたはURLよりお申込みください **申込期限:3月5日(水)**  
▶ <https://www.15.webcas.net/form/pub/shika/utlize>  
受付完了後、参加用のURLを事務局よりメールにて送付いたします。

**問い合わせ** 歯科情報の利活用推進に関する研修会運営事務局  
Tel:03-5213-4198 Mail:dental-support@nttdata-strategy.com

主催：（株）エム・ティ・ティ・データ経営研究所 厚生労働省医政局歯科保健課  
後援：公益社団法人 日本歯科医師会



研修会実施後に WEB アンケートを実施し、63 名の回答を得た（  
図表 4-3）。

図表 4-3 受講者アンケート内容

対象者	質問内容
全員	職業
全員	研修会に参加する以前の「医療DX」についての認知度
全員	研修会の理解度
歯科医師（診療所・病院） 歯科関係（事務・他） 歯科ベンダ	使用しているシステム、または提供しているシステムの種類
歯科ベンダ	電子カルテあるいはカルテコンの口腔診査情報標準コード仕様への対応状況
歯科医師（診療所・病院）	電子カルテの導入状況
歯科ベンダ 他システムベンダ	歯科における医療DXへの対応について、期待される点、課題点、懸念
全員	「歯科情報利活用」分野における聞きたい講演
全員	研修会全体のご意見・ご要望

#### 4.1.3.概要

【講演 1】厚生労働省医政局歯科保健課 課長補佐 秋山 洋氏

【歯科情報の利活用推進について】として、これまでの歯科情報の利活用に関わる事業経緯などについて、実際の事業の内容を交えてご講演いただいた（図表 4-4）。

図表 4-4 講演 1 の様子

**歯科診療情報の標準化について**

東日本大震災において、身元不明遺体の歯科所見と歯科医療機関が所有する**生前の歯科診療情報**を照合・鑑定することによる**身元確認の有効性**が改めて示された。

一方で

- 津波等、災害が広域に渡ったことから、歯科医療機関の被災により歯科診療情報そのものが流出・紛失する等して、情報収集に困難をきたした。
- 歯科診療情報の統一化が図られておらず、人海戦術によるデータの再入力等の必要が生じるといった

身元確認を行うための**歯科診療情報の標準化**がはかられておらず、身元確認作業に困難をきたした事例が見受けられた。

↓

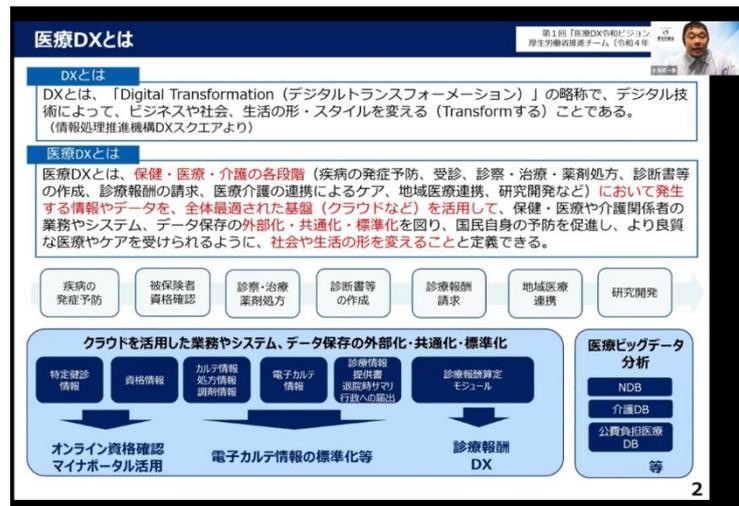
**課題**  
災害時等の歯科所見を用いた**身元確認を効率的かつ効果的に実施**できるよう**歯科診療情報の標準化の必要性**が提唱された。

【講演 2】厚生労働省医政局

特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室付医療情報室 主査 久保 慎一郎氏

「医療 DX の取組の状況」として、医療 DX の取組の概要やこれまでの取組状況、今後の方針等について、ご講演いただいた（図表 4-5）。

図表 4-5 講演 2 の様子

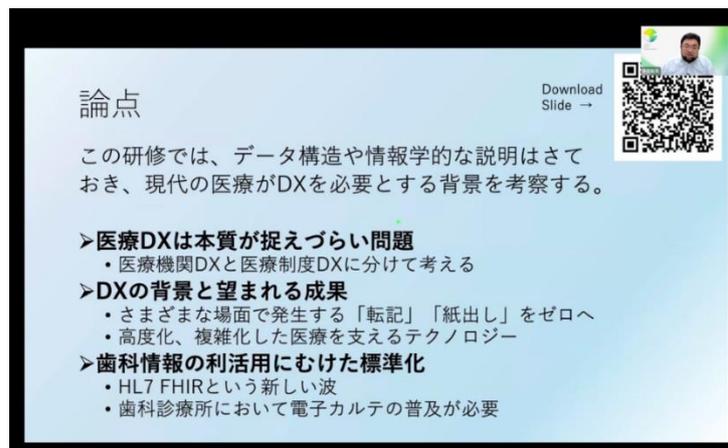


【講演 3】国立大学法人東京大学 大学院医学系研究科

医療情報学分野 講師 井田 有亮氏

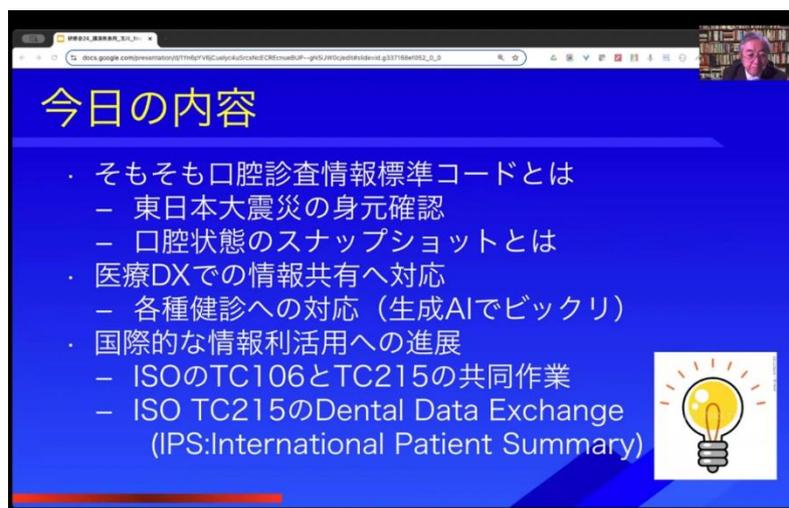
「医療 DX 時代の歯科医療」として、医療 DX の本質や背景、望まれる成果、情報の利活用に向けた標準化の意義を説明していただいたうえで、標準化された医療情報を活用するための考え方、将来的な情報の利活用のイメージについて、ご講演いただいた（図表 4-6）。

図表 4-6 講演 3 の様子



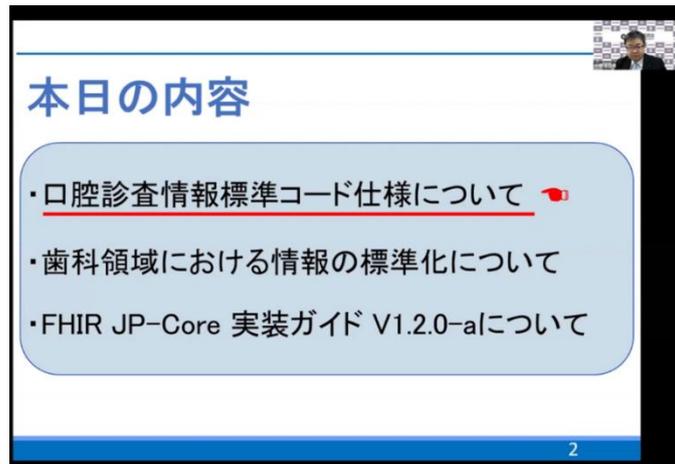
【講演 4】公益社団法人日本歯科医師会 嘱託（情報管理担当）玉川 裕夫氏  
「医療 DX における口腔診査情報標準コード仕様の活用」として、口腔腔状態のスナップショットについての解説や医療 DX を踏まえた情報共有への対応、国際的な情報利活用への進展について、ご講演いただいた（図表 4-7）。

図表 4-7 講演 4 の様子



【講演 5】公益社団法人日本歯科医師会 常務理事 小野寺 哲夫氏  
「歯科分野における医療情報に関する取り組み」として、歯科情報の利活用及び標準化普及事業における口腔診査情報標準コード仕様の検討の経緯や医療 DX の取組状況を踏まえた歯科領域における情報の標準化に関する検討状況、今後の方向性について、ご講演いただいた（図表 4-8）。

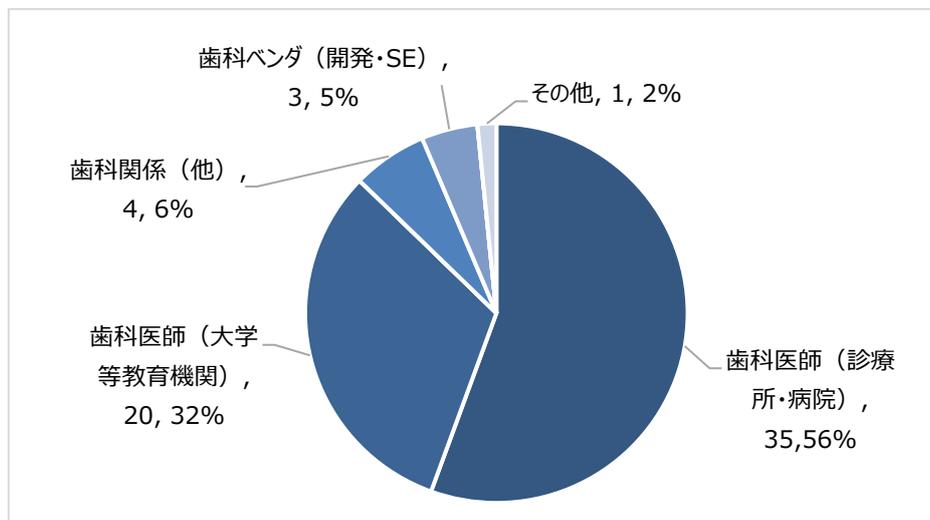
図表 4-8 講演 5 の様子



## 4.2.実施結果

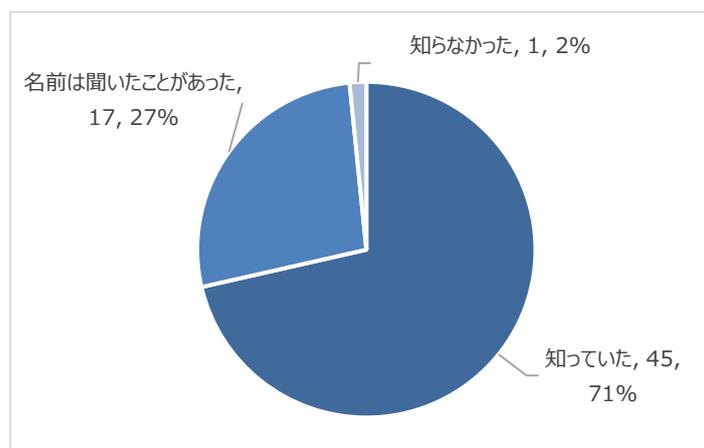
受講者アンケートの回答数は63件であった。回答者の属性は歯科医師（診療所・病院）が56%、歯科医師（大学等教育機関）が32%、歯科関係（他）が6%、歯科ベンダ（開発・SE）が5%であった（図表 4-9）。

図表 4-9 回答者の属性 (n=63)



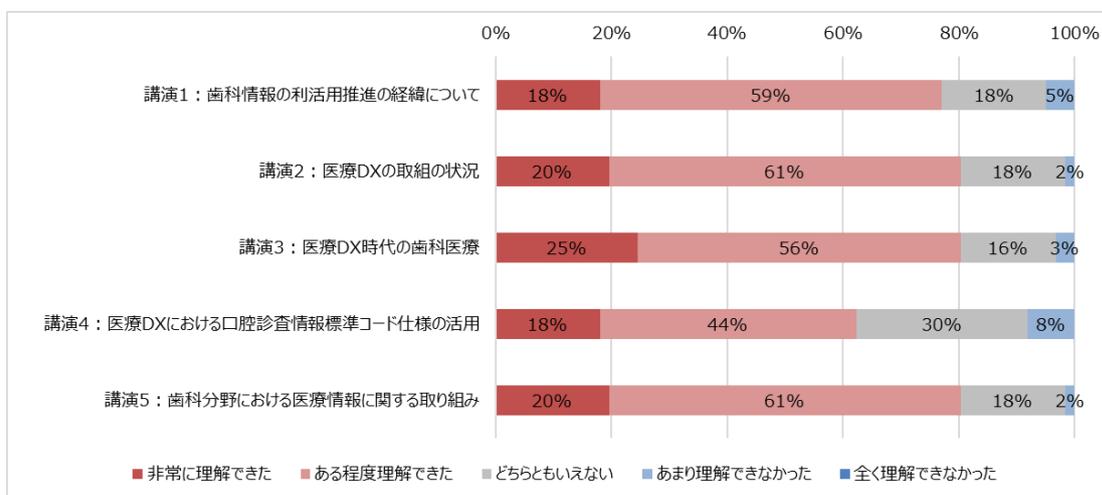
「医療 DX」について、本研修会に参加する前から知っていたのは回答者の7割以上であった（図表 4-10）。

図表 4-10 医療 DX についての認知度 (n=63)



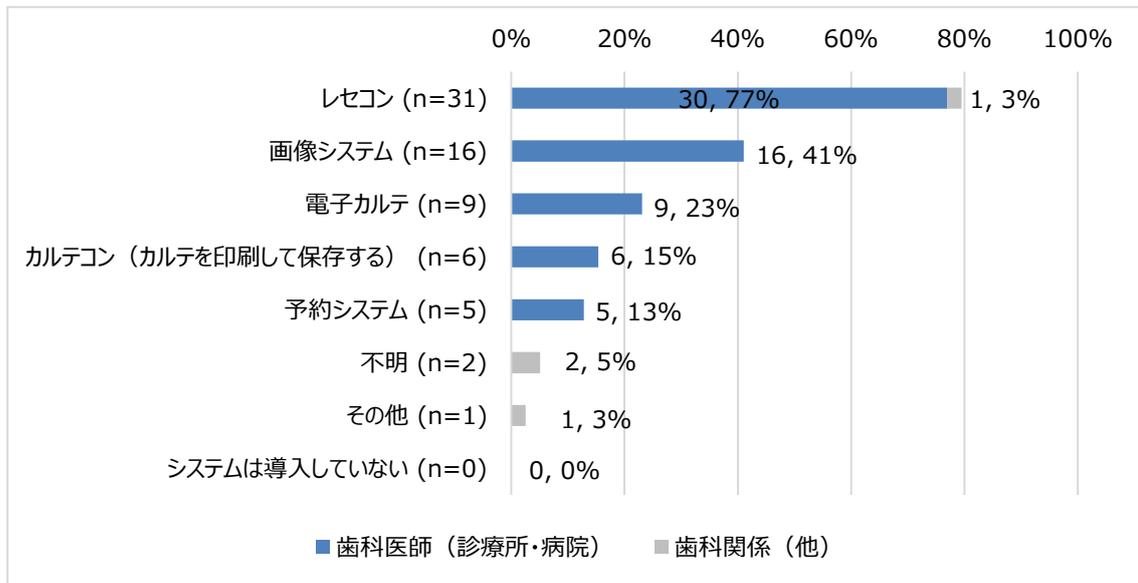
研修会の理解度は、講演 1、2、3、5 は約 8 割程度、講演 4 は約 6 割であり、多くの参加者に理解いただけた（図表 4-11）。

図表 4-11 研修の理解度 (n=61)



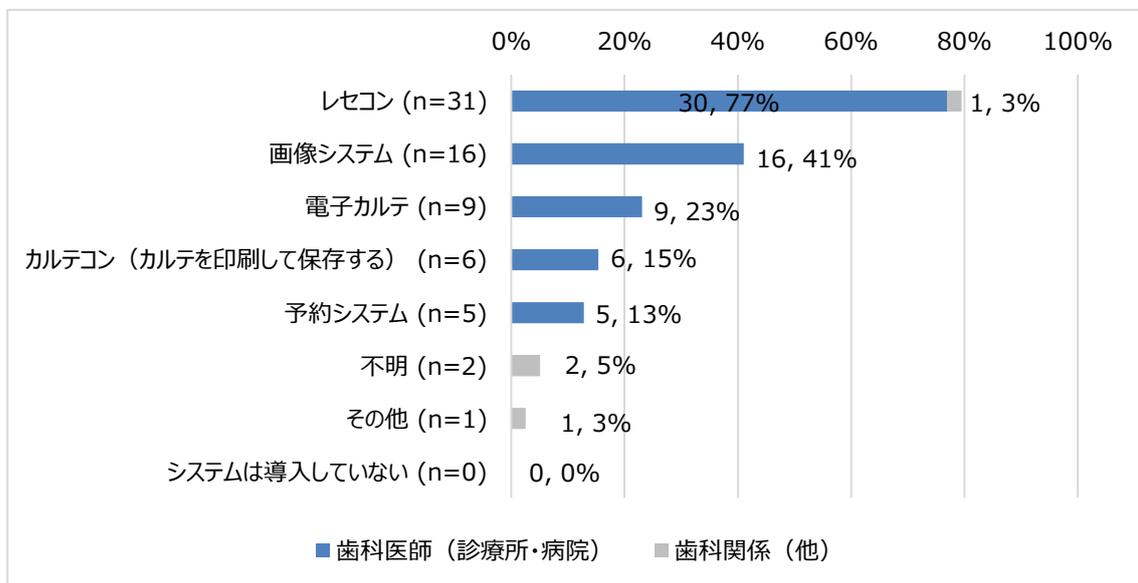
歯科医療機関で使用しているシステムは「レセコン」が最も多く 80%、「画像システム」が 41%、「電子カルテ」が 23%、「カルテコン」が 15%であった（図表 4-12）。

図表 4-12 歯科医療機関で使用しているシステム (n=39, 複数回答)



歯科ベンダが提供しているシステムは「電子カルテ」が最も多く 100%、「カルテコン」、「レセコン」が 67%、「予約システム」が 33%であった (図表 4-13)。

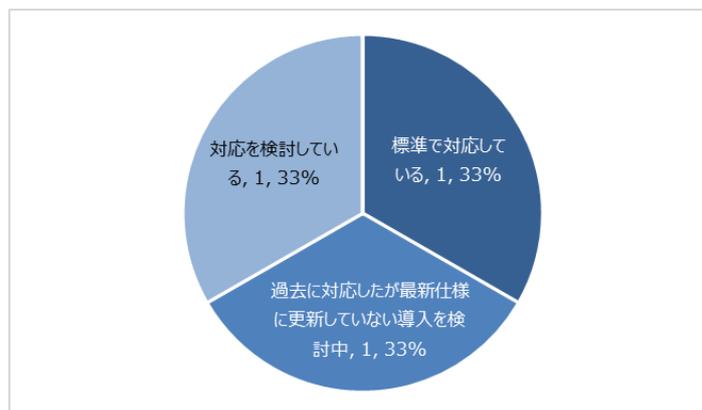
図表 4-13 歯科ベンダが提供しているシステム (n=3, 複数回答)



電子カルテあるいはカルテコンを提供している歯科ベンダ (n=3) のうち、口腔診査情報標準コード仕様への対応状況は、「標準で対応している」「過去に対応したが最新仕

様に更新していない導入を検討中」「対応を検討している」が、それぞれ1名ずつ回答があった（図表 4-14）。

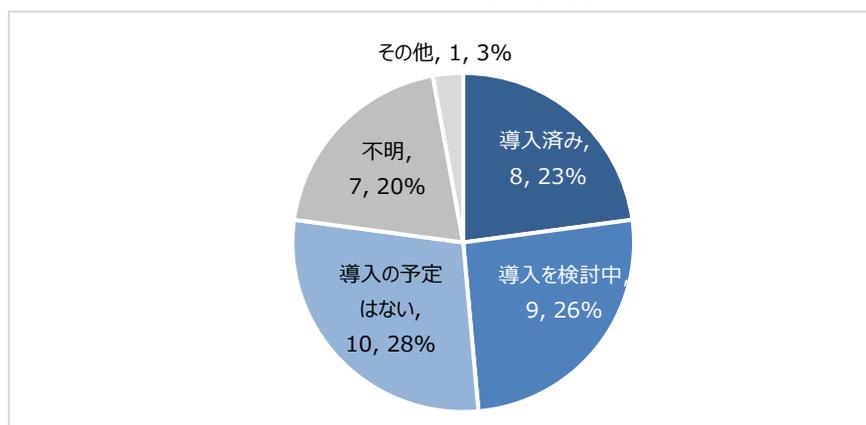
図表 4-14 歯科ベンダの電子カルテあるいはカルテコンの口腔診査情報標準コード仕様への対応状況（n=3）



電子カルテの導入状況は、「導入を検討中」が最も多く 26%、「導入の予定はない」が 28%、「導入済み」が 23%であった（図表 4-15）。

また、図表 4-12 にて、「電子カルテ」との回答が 9 件あるが、そのうち、8 件が「導入済み」、1 件は「その他」で「購入済みだがソフトができていないため、未導入」との回答があった。

図表 4-15 電子カルテの導入状況（n=35）



歯科における医療 DX への対応について、期待される点、課題点、懸念等については、歯科診療情報の標準化が加速度的に進んでいくこと、医療情報の利活用、自費診療、自費ワクチンの情報収集、診療報酬改定、金属・材料改定などの対応における労力減少が挙げられた。

<「歯科情報利活用」分野における講演で聞きたい主な内容>

- 多職種連携からの「歯科情報利活用」のニーズについて知りたい。
- 学生教育を担当する立場から、これらの情報をどう伝えていくべきかを知りたい。できれば、今回の内容について、時間をかけてわかりやすく噛み砕いて、職員全体に周知できるような講演等が必要だと感じる。
- 歯科情報の利活用を推進するためには、電子カルテやレセコンデータの標準化が必要だが、この推進は利用者の製品間移行が容易になり、ベンダーロック状況の改善につながる。しかし、そのことはベンダ側にとっては安価な製品にユーザーを奪われる脅威となり、標準化には抑制的に働く。その辺をどうしていくのかという具体的なお話が聞きたい。
- レセプトデータの取り扱いの実際や規制改革について知りたい。
- 生成 AI のハルシネーションを含む限界に関連して、医療関係での問題点と解決方法を聞きたい。「将来的には」といった楽観論や悲観論ではなく、現状において利活用における問題点と解決方法を知りたい。
- 研究領域への利活用の実際について知りたい。
- サイバーセキュリティ対策の具体例について知りたい。

<研修会全体への主なご意見・ご要望>

- お話しいただいた講師の方々は、ずっとこれらの分野に関わってこられたためか、既に多くの方が研修会の内容について知っていると感じられているように聞こえた。しかし、身の回りを見回しても、知っている人は皆無に等しいのが現状だと思う。インフラ基盤になる部分の話だと思うので、もっと広く周知する努力を繰り返し行なっていくべきだと思う。
- 歯科情報を用いた身元の確認について知りたい。東日本の震災以降、警察庁は各地に DNA 型鑑定装置を配備し、在宅 DNA による身元の確認や親子鑑定が実施しやすい体制になり、歯科所見を用いた身元の確認が選択されない現状がある。データベース化にこだわるのではなく、パノラマ 1 枚や口腔内写真があるだけでも身元の確認ができる症例も多くあるため、もう少し簡単な仕組み（警察が使いやすい仕組み）に変える必要があると実務を通して感じている。
- 医療 DX の現状についてはよく理解できたが、今後の展望や方向性についてより具体的な提案があればより良かったのではないかと感じた。
- 開業歯科医にとって何が重要なことなのか全くわからない。つまり、導入を検討すべきか否か全く判断がつかなかった。明確な指針を示してほしい。
- 歯科におけるオンライン診療の活用方法について聞きたい。
- 歯科に関する医療 DX の最新トピックをご高名な講師陣から拝聴できる貴重な機会だったと思う。

## 5.総括

### 5.1.本事業の成果等のまとめ及び今後の検討事項

身元検索 DB に関する検討においては、これまで検討されてきた要件について、医療 DX での実現という新たな視点で整理を進めた。共有すべき情報については、医科分野で整理されている 3 文書 6 情報に対応し、歯科分野で最低限共有すべき情報を次の情報に絞ることができた。

- ・ 診療情報提供書：歯科特有の情報に対応した規格等の整備が必要
- ・ 傷病名情報：傷病名コードは対応しているため、部位の記録の対応が必要
- ・ 検査情報：歯周検査を記録するため、基本検査、精密検査の両方に対応が必要
- ・ 補綴・修復物情報：材料、部位等を記録する対応が必要
- ・ 歯式情報：口腔状態のスナップショットを記録する対応が必要

これらの情報については、厚生労働省標準規格の口腔診査情報標準コード仕様において標準的な記録方法が検討されていることから、HL7 FHIR へ発展させる検討が必要である。

また、これらの情報の出力元の整理については、情報の信頼性を確保するために、歯科医師等に確認された情報が共有されるべきという要件が整理された。現在、歯科医療機関には電子カルテ、カルテコン、レセコンといったシステムが導入されており、各システムのシェアや機能といった実態の把握が必要となる。合わせて、標準型電子カルテについて検討するにあたって、上記システムの他、チェアサイドのシステムや予約システム、画像システムと、いわゆる電子カルテと連携すべきシステムについても調査を行い、医療 DX のシステム群との接続とあわせて、標準型電子カルテの仕様検討を進める必要がある。

歯科画像情報の身元確認業務への活用については、レントゲン等の画像情報は身元検索にあたっては必須な情報であるが、これを収集するのではなく、レセプト等のインデックスを用いながら活用すべきという結論を得た。

一方で、歯科画像情報の所在については、院内に保管されることが大半を占める運用となっており、BCP 対策が重要な課題となっている。医療 DX において、情報システムの課題と目指すべき姿が議論されており、クラウド型システムへの移行の検討とあわせて、画像情報を含む診療情報の保存のあり方についても検討する必要がある。また、閉院する医療機関が保持していた医療情報についても、身元確認のような公益性に資する情報の保存のあり方について、今後の整理が望まれる。

最後に、医療 DX の取り組みは、診療現場の理解を得た上での推進が必須になってくる。国全体の取り組みと実臨床の結びつきについて臨床現場の歯科医師等に理解いた

だけのような啓発活動をきめ細かに継続していく事が重要である。臨床現場を置き去りにするような拙速な進め方や負担を強いることがないように丁寧な説明ときめ細かなサポートを行っていくことが歯科におけるDXが成功するポイントであると考えられる。

歯科情報の利活用推進事業(歯科診療情報による身元確認のためのデータベースに関する  
検証等)に係る調査・検証事業等一式

---

令和7年(2025年)3月発行

発行 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所  
〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-7-9 JA 共済ビル 9階  
TEL 03-3221-7011(代表) FAX 03-3221-7022

---

不許複製